

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

〒530-8580
大阪府大阪市北区天神橋2丁目北2-6
株式会社 FM802
代表取締役社長 木矢 道雄

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
15頁	2行～7行	国が定める場合には、例えば、放送法における地方ブロックの定め方である日本放送協会（以下「NHK」という。）の地方放送番組審議会の区分け（概ね、北海道、東北、関東甲信越、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄に相当する8ブロック）に準ずることが考えられる。	「地方ブロック」の定め方については、全国を8ブロック程度に分割するのが適当と考えます。近畿ブロックについては、大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府4県が相当すると考えます。
30頁	11行～13行	このような事業展開の柔軟性を確保するためには、ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる。	「ハード・ソフト分離」の制度を活用するにしても、ハード事業者とソフト事業者は事業運営上密接な連携が必要であり、一体的に運用できる仕組みが望ましいと考えます。その際にソフト事業者の編成権を守ることも重要であると考えます。
34頁	9行～11行	こうしたサイマル放送については、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。	「地方ブロック向け放送」においては、アナログラジオの番組も重要なコンテンツであると考えます。したがって特段の制約なくサイマル放送が実施できることを希望します。
42頁	22行～23行	このようなこと等から、「地方ブロック向け放送」については、1の技術方式を国内規格とすることが適当である。	「地方ブロック向け放送」として実現されるデジタルラジオ放送は、2003年以来、ISDB-TSB方式により約5年にわたり、実用化試験放送を実施し、技術面やサービス面などの検証を行ってきました。その観点から技術方式は、ISDB-TSB方式の採用を提案します。